

新城市地域公共交通網形成計画策定について

1 目的

本市では平成20年2月に「新城市地域公共交通総合連携計画」を策定し、市民にとって満足度の高い新たな公共交通システムの構築を実現するため様々な取組みを行ってきました。しかし、計画策定から6年が経過し、新たな課題の顕在化や周辺状況の変化が起きているため、将来にわたり市民が利用しやすく持続可能な公共交通体系を確保・維持していくためには、より一層の効率的・効果的な公共交通体系を検討する必要があります。

こうした背景を踏まえながら、本市の概況整理や現状把握、実態調査、課題整理と分析などを行うとともに、地域住民が公共交通に関心を持ち、地域で公共交通を守り育てる仕組みの構築に向け、地域住民の気運が高まる方策を整理したうえで、その内容を踏まえ地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条で規定された「新城市地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」の策定を目指します。

2 策定期間

平成28年12月末までに策定予定

3 策定方法

平成27年10月下旬頃、指名競争入札により策定支援業務委託を発注予定

4 主な業務内容

①新城市の概況と公共交通の現状把握

（1）上位・関連計画の整理

新城市の総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画・関連計画との関係性を整理する。そして新城市の将来像を整理し、将来人口の見通し等公共交通が支えるべき将来の都市の姿を整理する。

（2）都市の現況

公共交通交通需要発生の背景となる新城市の人口分布状況や病院、教育施設、商業施設等主要施設の立地状況について整理する。

（3）公共交通の現状と事業進捗状況

1）サービス水準の整理

新城市営バス（以下「Sバス」という。）はもとより、市内の路線バス及び周辺市町のコミュニティバスの状況等本市を取り巻く公共交通ネットワークの現状を整理する。

2）公共交通の利用実態の整理

バス事業者へのヒアリングによる運行状況等の整理を行うとともに、これまでに実施したアンケート調査等の調査結果を活用して、路線バス及びSバスの利用状況や住民ニーズ等の実態を整理する。

3）バス事業の実態の整理

路線バスに対する補助の実態及びSバスの運行に係る事業費、費用効率等バス運行に係る事業の実態を整理する。

4）バス事業の実施状況の確認

「新城市地域公共交通総合連携計画（平成20年2月）」において計画されている各

種事業の進捗状況について確認し、取組み成果のまとめと評価を行う。

②実態調査の実施

1) 市民アンケート調査

市民の日常の交通行動を把握するとともに、バスを利用しない理由、バスで行きたい場所、バスに期待することなどを把握するため、一般市民 3,000 人を対象にアンケート調査を行う。

- ・アンケート調査項目の検討及びアンケート票の作成、印刷
- ・郵送によるアンケート票の配布・回収
- ・調査結果（回収票）のデータ入力、集計、分析

2) 利用者アンケート調査及び乗降調査

バスの利用実態を把握するため、調査員がバスに乗車して、アンケート調査票の直接配布・郵送回収による利用者アンケート及びバス停別の乗降者数の計測を実施する。そして、利用目的、利用頻度、バス利用の満足度及び改善事項等、及び乗降バス停について整理する。調査は平日 2 日、土曜日 1 日実施するものとし、豊鉄バス(株) 2 路線（田口新城線及び新豊線）及び S バス 11 路線について行う。

バス停別の乗降者数の計測については、市が保有するデータ等を用いて整理・分析することが可能である場合は、当該データを用いて整理することも可とする。受注者は質問申請期間内（見積期間内）に紙媒体のデータを確認する事が出来るものとするが、確認の際には事前に発注者へ連絡することとする。

- ・アンケート調査表の作成及び印刷
- ・調査票の直接配布・郵送回収
- ・調査結果（回収票）のデータ入力、集計、分析

3) 地域住民懇談会の開催支援

地域ごとに異なる課題などを地域住民とともに検討するため、地域住民懇談会（地域自治区単位（10 地区）での開催を想定）を開催する。懇談会では、日頃の外出先と頻度、交通手段の利用状況や公共交通に期待する事項、そして、地域で公共交通を守り育てるための方策等の意見交換を行う。

- ・懇談会資料等の作成
- ・当日配布・回収アンケート用紙原稿の作成
- ・寄せられた意見の整理と分析

③公共交通を取り巻く課題抽出・整理

前項の実態調査から得られた結果等を踏まえ、公共交通に関する課題抽出及び整理を行う。

④具体的な交通施策の検討

③で整理した課題を踏まえ、本市の目指す将来像とそれを実現するための方針、及び提供すべきサービス水準等について検討を行う。

1) 公共交通の理念と方針の検討

地域において公共交通が担う役割を整理し、基本理念と基本方針を検討する。

2) 公共交通網とサービス水準の検討

各公共交通機関が担う機能を明らかにし、それぞれの公共交通機関の連携や役割の考え方を明確にするとともに、必要とされるサービス水準のあり方を検討する。

3) 公共交通体系の具体的なあり方に関する検討（バスの運行見直しなど）

S バスの利用実績や実態調査の結果などを踏まえ、運行方式や運行ルート、サービス水準などの具体的な検討を行う。

4) 公共交通の利用促進策の検討

公共交通の利用促進（ソフト面の施策含む）及び活性化のための施策を検討する。そして、地域住民懇談会の開催が、地域住民が公共交通に関心を持ち、地域で公共交通を守り育てる仕組みの構築に繋がるように、地域住民の気運を高める方策についても合わせて検討する。

⑤網形成計画（案）の策定

以上の検討結果等を踏まえ、網形成計画（案）をまとめる。網形成計画（案）で整理すべき最低限の事項は以下のとおりとする。

- 1) 本市が目指す将来像（理念）と公共交通の役割（方針）
- 2) 網形成計画の区域と計画期間
- 3) 網形成計画の目標
- 4) 目標を達成するために行う事業・実施主体
 - 1 公共交通の機能分類とサービス水準等の設定
 - 2 公共交通ネットワーク計画
 - 3 公共交通利用促進計画
 - 4 各事業の着手時期・実施期間及び事業主体
- 5) 計画の達成状況の評価に関する事項
 - 1 公共交通ネットワーク計画の評価の基本的考え方
 - 2 路線単位の評価指標及び評価基準
- 6) 公共交通の利用促進及び活性化のための方策（地域で公共交通を支えるための方策を含む）

⑥地域公共交通会議の運営支援

計画策定に向けた調査内容や調査・検討結果を受け、今後の交通体系のあり方について議論するため開催する地域公共交通会議（3～4回程度開催予定）運営にあたり、次の業務を行う。

- ・各回における議題案の設定支援
- ・検討資料の作成
- ・会議への出席と資料説明、及び会議での助言提言
- ・議事録（要旨）の作成

⑦パブリックコメントの実施支援

網形成計画（案）のパブリックコメントを実施するにあたり、必要となる資料の作成と意見に対する回答案を作成する。

5 業務履行期間

本業務の履行期間は、契約確定の翌日から平成29年1月31日までとする。

6 業務に必要な届出書類等

(1) 受注者は契約後速やかに業務履行のための実施体制を整え、次の事項について書面により届出を行い発注者の承認を受けることとする。

- 1) 着手届・業務主任担当者等の届
 - 2) 業務計画書
 - 3) その他必要と認める書類
- (2) 業務完了時には次の関係書類を速やかに提出し、発注者の完了検査を受けることとする。
- 1) 完了届
 - 2) 納品書
 - 3) 成果品
 - 1 業務報告書 (A4判)
 - 2 新城市地域公共交通網形成計画書 30部 (A4判縦カラー)
 - 3 同 概要版 50部 (A4判縦カラー)
 - 4 2及び3の電子データ (CD-ROM) 一式
- ※電子データは、本市PC環境でデータ加工可能な形式及びPDF形式で納品

7 成果品の検査及び引き渡しと委託料の支払い

委託料の請求にあたっては、前項に掲げる関係書類を提出し、検査担当職員の検査を受けることとする。本業務の検査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し業務の引き渡し完了とする。支払いは業務引き渡し完了後に一括払いするものとし、受注者は完了検査に合格した時は、発注者に対し委託料を請求することとする。発注者は適正な請求書を受理した時には、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

8 その他

本業務を迅速かつ適切に進めるため、受注者は新城市地域公共交通会議事務局及び新城市地域公共交通会議加藤博和副会長（名古屋大学大学院環境学研究科准教授）と常に連絡調整を行うことを必要とする。

本業務の遂行に必要な経費は、本仕様書に明記がないものであっても原則として受注者の負担とする。

受注者は本業務の遂行に当たり、関連法令等を遵守しなければならない。

本業務の遂行上必要な資料は原則として受注者が収集するものとするが、発注者が所有しているもの等で本業務の遂行に必要な資料は無償で貸与する。

受注者は本業務により得られた成果品および資料情報などを、発注者に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。

成果品の所有権及び著作権等一切の権利は発注者に帰属するものとする。

業務完了後に受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不備があった場合には、受注者は速やかに必要な訂正補足等の措置を行うものとし、これらに対する経費は受注者の負担とする。

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献・資料等の名称を明記しなければならない。

本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議して決定するものとする。